

# 技能講習等の修了証への旧姓等併記について

令和3年4月1日から、ご希望に応じて当協会支部発行の技能講習等の修了証に旧姓等を併記できるようになりました。

下の見本のように修了証に「旧姓等を使用した氏名」が併記されます。

表面

裏面

玉掛け技能講習修了証	
第〇〇〇号	令和〇年〇月〇日
氏名 〇〇 〇〇 <u>(〇〇 〇〇)</u>	写真
平成〇年〇月〇日生	
住所 三重県	
三重労働局長登録教習機関 一般社団法人 日本クレーン協会三重支部	

注意事項	
1. 本修了証は、大切にし、作業中は必ず携帯すること。	
2. 本修了証を滅失、又は損傷したときは、再交付を受けること。	
3. 「備考」の欄は、本人において記入しないこと。	
備考	<u>氏名欄の括弧内は旧姓を使用した氏名</u>

旧姓等の併記を希望する場合は、講習等の受講申込書の所定の欄に希望ありとし、併記する旧姓等を記載する必要があります。

また、受講申込書に次のいずれかの書類を添付してください。

- 旧姓等が記載された住民票（「旧氏」欄に旧姓等が記載されたものに限りませう。）
- 旧姓等が記載された自動車運転免許証又はマイナンバーカード（マイナンバーが記載された裏面は不要です。）

※上記の住民票、自動車免許証、マイナンバーカードへの旧姓等併記に関して、手続きが必要な場合がありますので、関係機関等にご確認ください。